

平成18年8月15日  
消 防 庁

## 「救急業務高度化推進検討会」報告書の公表

消防庁では、平成18年6月より「救急業務高度化推進検討会」を設置し、日本版救急蘇生ガイドラインを踏まえた、救急隊員等が行う救命処置（心肺蘇生等）や一般市民が行う応急手当の普及啓発活動のあり方等を検討してまいりました。

今般、第2回目の本検討会が行われ、報告書がとりまとめられましたので、別添のとおり公表いたします。

### 【別添資料】

[「救急業務高度化推進検討会」報告書](#)

### 【連絡先】

消防庁救急企画室

担当：荒木救急専門官、瀧澤事務官

電 話：03 - 5253 - 7529（直通）

FAX：03 - 5253 - 7539

# 「救急業務高度化推進検討会」報告書 概要

## 1 経緯

2006年6月、財団法人日本救急医療財団から心肺蘇生等に関する世界的標準に準拠した一次救命処置（心肺蘇生等）に関する日本版救急蘇生ガイドライン（以下「ガイドライン」と言う。）が示された。こうした経緯を踏まえ、消防庁では、「救急業務高度化推進検討会」を設置しガイドラインを踏まえた新しい救急活動や応急手当普及啓発のあり方等について検討し、その検討結果がまとまった。

## 2 従来の一次救命処置（心肺蘇生、自動体外式除細動器の使用等）との主な変更点について

- (1) 「主に市民が行う一次救命処置」と「日常的に蘇生を行う者が行う一次救命処置」に区分された。
- (2) 効果的な救急蘇生を行うにはできるだけ早期から十分な強さと十分な回数と絶え間ない胸骨圧迫が必要であることを強調した。
- (3) 胸骨圧迫の効果を上げるために、心肺蘇生法開始の判断と手順、人工呼吸の吹き込み時間、胸骨圧迫（C）と人工呼吸（V）の比率、自動体外式除細動器（以下「AED」と言う。）による除細動の実施回数、除細動実施後の対応等を変更した。
- (4) 小児（概ね1歳以上8歳未満）への除細動の実施が可能となった。

	従 前	新しい一次救命処置
吹き込み時間	1回2秒	1回1秒
C : V	15 : 2	30 : 2
初回除細動実施回数	連続3回	1回
除細動実施後の対応	心電図波形解析後 胸骨圧迫	実施後は直ちに 胸骨圧迫

## 3 ガイドラインを踏まえた、救急隊員等が行う一次救命処置等について

消防機関において救急業務に従事する救急隊員、消防職員が行う一次救命処置等は、報告書で示す「救急隊員が行う一次救命処置」（日常的に蘇生を行う者が行う一次救命処置の内容に基づいたもの）等に準拠したものとし、各消防本部は、報告書等の内容を受け、各消防本部が、地域のメディカルコントロール協議会等と十分に連携を図りながら、救急隊員及び消防職員に対する教育等を十分に行った上で、救急現場等で不都合が生じることがないように準備が整い次第、速やかに移行するものとした。

## 4 日本版救急蘇生ガイドラインを踏まえた、応急手当普及啓発活動について

消防機関により行われる各応急手当講習等の内容は、報告書等で示す「主に市民が行う一次救命処置」等の内容を踏まえたものとし、移行時期については、講習用資器材の確保状況、管轄地域の実情に合わせ移行の準備を進め、整い次第速やかに移行するとともに、報道機関、公的な広報誌等、あるいは消防関係者が行うイベント等を利用し、新しい一次救命処置等に移行することや積極的に再講習を受講してもらうよう、各消防本部が普及啓発に努めるものとした。